



副業解禁で「確定申告」が より身近な存在になった!

副業の所得が、20万円を超える場合には確定申告が必要、20万円以下は確定申告不要など、確定申告をしたことがない方にとっては、複雑でハードルが高いと言えます。しかし、自分の所得税の仕組みを知るチャンスでもあり、副業を機会に自分の所得をコントロールしてライフスタイルを豊かにしましょう。



山川喜彰税理士事務所
税理士 山川 喜彰

URL <https://www.yamakawatax.com/>
E-mail info@yamakawatax.com

確定申告における「副業所得が20万円」の意味と
「副業所得が20万円以下」の申告不要の要件

●確定申告不要の前提

多くの給与所得者は、給与支払者が行う年末調整で所得税額が確定し納税も完了するので「確定申告」を行う必要はありません。しかし、給与所得者でも次のいずれかに該当する人は、原則として確定申告をしなければなりません。

- ・給与の年間収入金額が2千万円を超える人
- ・1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人

難しいので噛み砕いて解説してみましょ。まず、確定申告が不要となる前提があり、それは「年末調整をしている」ことです。これを確定申告の簡易版と考え、年

●副業は、何所得になるの?

副業にも色々あり、休日を利用してアルバイトをしているのであれば、その副業は「給与所得」になります。また、昨今は「アフィリエイト」や「オークションでの転売」「執筆業」「ユーチューバー」のような副業をしている人も多いでしょう。これらの収入は、

事業所得・農業、漁業、製造業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人から生ずる所得（不動産所得・山林所得を除く）
雑所得…どの所得にも当たらない所得で、公的年金などの他、著述家や作家以外の人が受ける原稿料や印税、講演料など
の2つに分類されます（図2）。

副業解禁で「確定申告」がより身近な存在になった!

図 1

確定申告が必要なケース

① 給与の年間収入が2千万円を超える人
 給与の年間収入金額が2千万円を超える場合は「年末調整」ができない。年末調整ができない＝所得税額が確定しないため個別に確定申告が必要。

② 1カ所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
 副業の20万円以上で確定申告が、必要・不要と言われる部分。1カ所からの給与支払で、副業での所得が20万円を超えている場合は確定申告が必要。年末調整済みの1カ所からの給与の支払で、副業での所得の合計額が20万円以下であれば確定申告不要。

③ 2カ所以上からの給与の支払を受けている人で、主な給与以外の、給与収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
 「2カ所給与」と呼ばれており、アルバイトの掛け持ちや本業の他に、休日にバイトなどで給与をもら

う副業をしているケース。主な給与について年末調整済みで、主な給与以外の収入金額と副業での所得が20万円を超えている場合は確定申告が必要。
 言い換えると、主たる給与について年末調整済みで、主たる給与以外の収入金額と副業での所得が20万円以下であれば、確定申告不要。

④ 住民税の申告は必要
 副業20万円以下の申告不要ルールは所得税でのルールであり、住民税にそのルールはない。通常、確定申告をすれば自動的に市区町村へ所得情報のデータが送られ住民税が課税されるようになっている。
 しかし、申告不要とした場合、20万円以下の所得部分だけ市区町村にデータが送られてこないで、別途「住民税の確定申告」をする必要がある。
 住民税の申告をしなければ、20万円以下の部分はバレないのでは？と思うが、支払調書制度やマイナンバー制度で、副業に関するデータを市区町村も入手しているので正しい申告をすること。
 年末調整済みで、副業が20万円以下である場合は所得税の確定申告は不要だが、住民税の確定申告は必要になることを理解しておくこと。

図 2

雑所得と事業所得の違い

- ・他の所得と「損益通算(赤字と黒字の相殺)」ができるか
- ・青色申告特別控除(65万円または10万円)が使えるか

などで、事業所得は損益通算ができ、雑所得は損益通算ができない。また、損益通算は、給与所得と事業所得で出た赤字とを相殺し、所得の合計額を下げるができる。事業所得の場合は、青色申告をすることで65万円または10万円の特別控除を受けることができるが、雑所得では受けることができない。この点からも事業所得の方が赤字の場合に給与所得と損益通算をすることができ、青色申告特別控除が使えるので、雑所得とするよりもメリットがある。

判例において「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続的に遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と定義付けられている(最高裁 昭和56年4月24日第二小法廷判決)。

つまり、趣味や片手間ではなく、利潤の追求に真摯に取り組んでいるかということ。過去に経営コンサルタントが、サラリーマンに架空の事業所得(赤字)を申告させ、所得の合計額を下げ、所得税を還付するというスキームを提案し、所得税法違反で逮捕される事件もあった。

雑所得か事業所得かの判断は難しく、有名なブロガーのアフィリエイトや有名なユーチューバーなどは事業所得となる。他方、給与所得者の休日利用におけるアフィリエイトや転売は、片手間の収入であり、事業所得には該当せず雑所得となる。

● 収入ではなく、所得で判断
 所得税の確定申告が不要となる20万円以下の「20万円」とは、どこで判断するのでしょうか？アフィリエイト(給与所得)を副業としている場合には、額面金額20万円以下の給与であれば申告は不要です。副業が、アフィリエイトや転売などの雑所得や事業所得の場合

には、総収入金額(売上)で判定するのではなく、総収入金額から必要経費(費用)を差し引いた所得で判定することになります。
 例えば、アフィリエイト売上が50万円、かかった費用が30万円の場場合には、50万円 - 30万円 = 20万円が所得となり、所得税の確定申告は不要となります。

確定申告における様々な留意点と

副業における医療費控除申告のシミュレーション

●書類や帳簿の記録を残す

副業が給与所得の場合は源泉徴収票を残しておく、副業が雑所得や事業所得の場合は帳簿や請求書、領収書を残しておく、また、事業所得は帳簿をつける必要があります。雑所得は、帳簿作成の必要はありません。

税務調査を受けた場合には、売上と経費の根拠を提示する必要があります。エクセルや手書きでも構わないので、売上と経費の記録を必ず残しておきましょう。

●還付申告の留意点

確定申告で還付になるケース

年末調整が済んでいる給与所得者で医療費控除を受けるようなケースです。既に年末調整が済んでいれば確定申告は不要ですが、年末調整で調整できない医療費控除を受けると還付になるような場合は、年末調整後に確定申告をして還付を受けることができます。このように、確定申告により納

2

め過ぎの所得税の還付を受けることを「還付申告」と呼びます。以下は、その参考例になります。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎになっている
- ・一定の要件のマイホームなどを購入し、住宅ローンがあるとき
- ・多額の医療費を支出したとき
- ・配当所得があり、配当控除を受けるとき
- ・災害や盗難などで資産に損害が出たとき
- ・特定の寄付（ふるさと納税を含む）をしたとき

●還付申告の留意点

- ・医療費控除、副業の申告は？
- ・副業をしているサラリーマン・Aさんの具体例です(図3)。
- ・Aさんの状況
- ・給与は1カ所のみ年末調整済み
- ・副業は所得金額20万円以下
- ・医療費控除を受けたい

Aさんは、1カ所から給与をもらい、副業のアフリーエイト報酬があります。自分と家族の医療費が10万円を超えたため、医療費控除を受けることを考えています。

年末調整済の給与が1カ所で副業の所得が20万円以下のため、所得税の確定申告は不要です。ただし、住民税には同様のルールがないため、住民税の確定申告は必要になります。

Aさんは、年末調整で所得税の清算が完了し、副業も20万円以下であるため確定申告をしなくても

副業で自分の所得税の仕組みを知り豊かでより良いライフスタイルを目指す

副業解禁で確定申告がより身近な存在になります。これまでは会社の年末調整のみで、確定申告を一度も経験したことがなかった方も、副業をすることで確定申告が必要になるケースも増えてくることでしょう。

確定申告書を初めて見るケースもあるかと思いますが、手書きで確定申告書を作成するのは大変です

問題はありません。ただし、医療費控除を受けることで所得税が還付される可能性があるため、このケースでは医療費控除を記載した「確定申告」をして所得税の還付を受けることになります。

「確定申告」は、全所得を記載して提出する必要があります(源泉分離となる預貯金の利子等を除く)。したがって、申告不要となる副業でも、医療費控除による還付を受けるには、副業所得を確定申告書に記載し、申告する必要がありますので注意してください。

最初は取っつきにくく敬遠しますが、国税庁のHPから簡単に作成できるようになっています。

最初が取っつきにくく敬遠しますが、所得税の仕組みを知るチャンスです。所得税の仕組みを知ることができれば、本業と副業を合わせて、自分の所得をコントロールすることもできるようになります。脱税など悪い意味でのコントロールではなく、良い意味で

副業解禁で「確定申告」がより身近な存在になった！

図3

確定申告をしよう

Aさんの事例を基に国税庁のHPから確定申告書を作成してみよう

- 用意するもの
 - 源泉徴収票、副業に関する資料（アフィリエイト報酬の明細、経費のレシートなど）、医療費の領収書
- 申告書を作成
 1. 確定申告書等作成コーナーへアクセス
https://www.keisan.nta.go.jp/h29/ta_top.htm#bsctrl
 2. 提出方法を選択（電子申告または書面で提出）
 3. 所得税コーナーをクリック
 4. 作成する申告書を選択
 - ・給与・年金の方：申告書A（給与所得のみ）
 - ・前記以外の所得がある方：申告書B（すべての所得に対応）

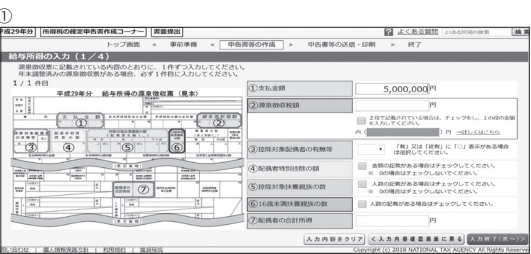
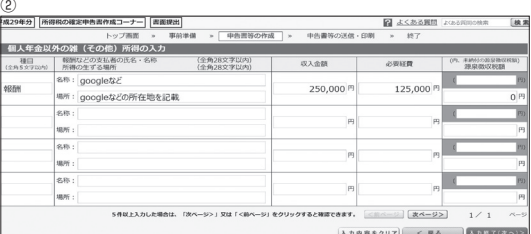

※副業がある方は申告書Bを選択

- フローチャートにしたがって入力
 - Aさんのケースで入力する箇所は「給与所得」「雑所得」「医療費控除」

- ・給与所得：年末調整済の源泉徴収票を画面にしたがって入力 (①)
- ・雑所得：雑所得に関するデータを画面にしたがって入力 (②)
- ・種目：「報酬」
- ・名称・場所：アフィリエイト報酬を受け取る会社の名称と場所を記入
- ・収入金額：1年間の売上金額を記入（支払が翌年に掛かっても売上として計上）
- ・必要経費：アフィリエイト収入に関係する経費を記入（通信料や設備費などを集計し合計額を記入。エクセルや手書きで事前に準備しておく）
- ・源泉徴収税額：報酬が源泉徴収されている場合には、源泉徴収された税額を記入
- ・医療費控除：医療費の領収書を画面にしたがって入力 (③)

平成29年度の確定申告より医療費の領収書の提出は不要。ただし、自宅などで5年間の保管が必要

- 完成した申告書の提出
 - 電子申告、郵送提出、税務署へ持ち込む。申告書の控えは重要、プリントアウトを保管しておく
 - ※電子申告は、還付金の入金で郵送提出より早い。源泉徴収票や生命保険料控除証明書の添付を省略できる（ただし自宅で5年間の保管が必要）

①

②

③

●まとめ

会社の体質が古く、副業をよしとしない場合、会社にバレたくないという方もいらっしゃるかもしれません（会社の就業規則をきちんと確認しておくことも重要です）。

しかし、申告が必要なのに申告をしなかった場合、延滞税や加算税といったペナルティの税金を払うことになる可能性があります。本来払う必要がない税金を無駄に払うことになるのです。きちんと申告しておくほうが結果的に手元にお金が残ることになります。

確定申告について不安な方は、一度お近くの専門家へご相談していただくか、確定申告時期に税務署で実施している無料相談会を利用してみましょう。